

環境省 災害廃物の「再委託」で 弾力的運用を検討

環境省は6月6日、災害廃棄物処理を市町村が処理業者に委託し、その処理業者がほかの処理業者に委託すると、廃棄物処理法の禁止行為とされる「再委託」にあたるのではないかと懸念が出されている

託を一定の条件下で例外的に認めており、それを参考にし、なるべく早めに方向性を出したい」としている。

現地調査や管理費も 国庫補助

環境省は5月27日、市町村が災害廃棄物を処理するために必要な、現地調査や分析試験、測量、計画策定、施工管理などの事務費

を国庫補助の対象として追加した。事業費の金額に応じ、所定の比率で算定された範囲内で支払われる。たとえば、処理事業費が3億円以下の場合で4・5%、5億円以下の場合、3・5%としている。また、ごみの収集運搬に関する委託業務で必要な共通仮設費や現場管理費、一般管理費なども追加された。